



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

947 第三期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課)..... 1
948 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)..... 4
949 指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 4
950 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課)..... 4
951 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定	(〃)..... 5
952 毒物劇物取扱者試験の実施	(〃)..... 5
953 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 6
954 道路の区域変更	(道路保全課)..... 7
955 道路の供用開始	(〃)..... 7
956 和歌山都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課)..... 8

○ 公安委員会告示

34 運転免許取得者教育の認定 8
-----------------	---------

○ 警察本部告示

8 一般競争入札による落札者の決定 8
-------------------	---------

○ 公告

入札公告	(情報政策課)..... 9
------	----------------

○ 監査公表

監査公表第16号 12
監査公表第17号 13

告 示

和歌山県告示第947号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、第三期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

第三期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成32年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、

次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 過去5か年の間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) プロジェクトマネージャ

(ウ) ネットワークスペシャリスト

(エ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、システム管理又は情報セキュリティ）

(オ) ITサービスマネージャ

(カ) システム運用管理エンジニア

(キ) 情報セキュリティスペシャリスト

ウ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (4) ISMS（JIS Q 27001:2006（ISO/IEC 27001:2005）又はJIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

- (5) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからサまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計

算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

シ 2の(2)に係る履行証明書

ス 2の(3)に掲げる担当技術者の該当する資格等を証明する書類の写し

セ 2の(4)に掲げる認証を取得していることを証明する書類の写し

ソ 作業実施計画書

タ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」及び「(大分類)6情報処理(小分類)3ハードウェア保守」のいずれかに記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって、(1)のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで、シ、ソ及びタに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成27年8月21日(金)から同年9月4日(金)までの和歌山県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年8月28日(金)午前9時から同年9月2日(水)午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成27年9月3日(木)から同月10日(木)までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては平成27年9月10日(木)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成27年9月29日(火)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成27年10月15日(木)午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成27年10月20日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第948号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年10月13日まで縦覧に供する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年8月10日

2 名称

特定非営利活動法人豊龍山戦没者墓苑奉仕会

3 代表者の氏名

御前明良

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田市箕島33番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、有田市宮崎町、妙見山の通称「無縁さん」に葬られている3736柱の無縁戦没英霊を無宗教にて供養するとともに、地域住民及び全国民に対して、その存在を知らしめ、戦争の悲惨さを訴えることにより、世界平和に寄与すること、及び、国が東京に千鳥ヶ淵戦没者墓苑を設置するに先駆けて故則岡豊松氏が国より無縁戦没者遺骨を預かり、その供養を依頼された経緯にかんがみ、関西の千鳥ヶ淵たる当地の戦没者墓苑を整備、保全し、地域の誇る文化遺産としてまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第949号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700766	合同会社エイコー	紀の川市上野5番地3	就労継続支援A型	身体障害者（肢体不自由） 知的障害者 精神障害者	合同会社エイコー	紀の川市上野5番地3	平成27.8.1

和歌山県告示第950号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

(1) 次の写真に示すとおり、被包に「summer」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(2) 次の写真に示すとおり、被包に「winter」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「信長」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「秀吉」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Wet Guy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Night Party」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Sunset Beach」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「乱れ牡丹」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「締め小股」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「恋慕」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、容器に「SIVAGUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体又は気体のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成27年8月21日

和歌山県告示第951号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事指定薬物

- (1) 化学名 1-(8-ブロモベンゾ (1,2-b:4,5-b') ジフラン-4-イル) プロパン-2-アミン (通称名Bromo-
-DragonFLY) 及びその塩類
- (2) 化学名 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称
名CUMYL-PINACA) 及びその塩類
- (3) 化学名 1-(5-フルオロペンチル) -N-(2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インダゾール-3-カルボ
キサミド (通称名CUMYL-5F-PINACA) 及びその塩類
- (4) 化学名 1-ペンチル-N-(2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インドール-3-カルボキサミド (通称名
CUMYL-PICA) 及びその塩類
- (5) 化学名 1-(5-フルオロペンチル) -N-(2-フェニルプロパン-2-イル) -1H-インドール-3-カルボキ
キサミド (通称名CUMYL-5F-PICA) 及びその塩類

2 指定理由

濫用することにより、興奮等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため

3 施行期日

平成27年8月21日

和歌山県告示第952号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成28年1月17日（日）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山会場 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 和歌山市北出島1-5-47

(2) 田辺会場 西牟婁総合庁舎 田辺市朝日ヶ丘23-1

3 試験種別

(1) 一般

(2) 農業用品目

(3) 特定品目

4 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成27年10月1日（木）から同年11月6日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。以下同じ。）

また、和歌山県ホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050400/siken/dokugekisiken15.html>）からダウンロードすることができる。

(2) 受験申込書の受付期間

平成27年10月26日（月）から同年11月6日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。ただし、郵送による場合は、平成27年11月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問合せ先

薬務課及び県立保健所

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により薬務課宛て行うこと。

和歌山県告示第953号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール和歌山
和歌山県和歌山市中字楠谷573番地
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成27年和歌山県告示第328号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年8月21日から同年9月24日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市且来字樋詰81番1地先から同市岡田字ヒワザキ14番1地先まで	旧	7.42 } 9.43	198.75	
同上	新	7.78 } 11.92	198.75	

和歌山県告示第955号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市且来字樋詰81番1地先から同市岡田字ヒワザキ14番1地先まで

供用開始の期日 平成27年8月21日

和歌山県告示第956号

和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成27年8月10日付け国近整計管和都業第1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第2項の規定により、認定した運転免許取得者教育を次のとおり公示する。

平成27年8月21日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

名称、所在地及び代表者の氏名			運転免許取得者教育に使用する施設		運転免許取得者教育の課程		認定をした年月日
名称	所在地	代表者の氏名	名称	所在地	名称	認定をした年月日	
株式会社マジオネット	東京都新宿区五丁目16番11号	松本義孝	南海紀の川自動車学校	和歌山市市小路425番地	第1条第8号	安全運転習熟教育	平成27.7.9

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第8号

交通管制センター上位装置賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年8月21日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通管制センター上位装置賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日

平成27年6月17日

- 4 落札者の氏名及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社ヘルスケア第二部
大阪府大阪市中央区南船場三丁目10番19号
- 5 落札金額
47,355,840円（うち消費税及び地方消費税の額3,507,840円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年4月24日

公 告

入 札 公 告

第三期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年8月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成27年度から平成32年度まで
 - (2) 業務の名称
第三期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借
 - (3) 業務の内容
行政事務用パソコン等を管理するシンクライアントシステムの構築及び必要な機器等の賃貸借
 - (4) 業務担当部局
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
 - (5) 業務の期間
契約締結日から平成32年9月30日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
平成27年和歌山県告示第947号で定めた第三期統合利用・セキュリティ基盤構築及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
 - (2) 期間
平成27年8月21日（金）から同年9月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) (1) 及び (2) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成27年8月28日（金）午前9時から同年9月2日（水）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成27年10月5日（月）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成27年10月5日（月）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、代表者又は代表者から委任を受けた者が

契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のいずれかが納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2401

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction of the tertiary integrated-use/security infrastructure ; Lease of equipment, etc ; 1 Complete System

(2) Date and time for tender :

2:00 p.m. 5 October 2015 (Deadline for bids submitted by mail 9:30 a.m. 5 October 2015)

(3) Contact point for the notice :

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2401

FAX 073-428-1136

e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年7月28日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年8月21日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 立 谷 誠 一

和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監 査 対 象 事 業 会 計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成27年7月28日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 医業収益の過年度未収金については、平成26年度末で約3,266万円となり、前年度に比し約183万円増加している。

今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 住居手当の支給について、支給開始日の誤りにより12,000円過支給していたので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県工業用水道事業会計

工業用水道事業における8月分水道料金の一部納入の遅れについて、和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号）第17条の2の規定に基づく督促状による督促を行っていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県土地造成事業会計

(ア) 保有土地の販売については、西浜工業団地で21,392㎡の売却を行っているが、平成26年度末現在、未処分分が518,120㎡（事業用借地権設定契約部分80,283㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(イ) 工事完成検査結果通知が著しく遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年7月10日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年8月21日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 立 谷 誠 一
和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
那賀振興局	平成27年7月10日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

紀北県税事務所

県税還付業務等において、不適正な事務処理が散見された。

この度、事務処理の調査を行い適正な処理対応を行っているが、税務業務全般にわたり、今後このようなことがないよう、厳正な事務の執行に努められたい。

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

(ア) 使用料及び賃借料の支出票において、出納機関の審査がなされずに支出されていたので、適正に処理されたい。

(イ) 軽油の調達に係る集中調達物品請求書の作成において、軽油引取税を加算した価格を消費税課税前価格として消費税を計算して支出し戻入していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 旅費について、二重支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(オ) 外出承認簿において、移動方法欄のチェック漏れ及び復命方法欄のチェック漏れがあったので、

適正に処理されたい。

イ 那賀振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約399万円となっており、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約411万円となっており、前年度末に比し約15万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成26年度末で約59万円となっており、前年度末に比し約1万円減少している。

今後も、文書による催告に加え、電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を継続されたい。

(エ) 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約29万円となっており、前年度からほとんど回収が進んでいない。

今後も、文書による催告に加え電話による催告、自宅訪問による本人面会など、未収金回収の取組を強化されたい。

(オ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局建設部

(ア) 特殊勤務手当実績簿において、所属長等の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

- a 直行していないにもかかわらず誤って直行有と記載したため、旅費支給額が不足していた。
- b 旅費支給が必要な旅行を旅費不支給としていた。
- c 勤務時間中に在勤公署への帰着が可能であるにもかかわらず直帰を命じていた。

(ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていた。

また、外出承認簿において復命方法の未記載があったので、併せて適正に処理されたい。

エ 紀北県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は96.5%と前年度に比し0.4ポイント上昇しており、平成26年度末の収入未済額も約2億8,528万円と、約4,222万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約90%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 集中調達物品以外の物品調達に係る消耗品の納品において、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていなかったため、平成21年1月5日付け第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(ウ) 報酬で雇用した職員の月額報酬の支出において、勤務日数を誤り過支給分を戻入していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(エ) 和歌山県民文化会館駐車場プリペイドカード1枚400円を亡失し、遺失物届を出しているが現在

も亡失している状況が続いている。

今後このようなことがないように、物品の保管及び管理に万全を期されたい。

オ 和歌山県立貴志川高等学校

随意契約を行っている平成26年度県立貴志川高等学校卒業証書授与式用生花の購入について、見積日、法人名及び役職者職氏名不記載の見積業者を落札者として請書を徴していた。

また、支出負担行為の出納機関合議を行っていなかったため、併せて適正に処理されたい。

カ 和歌山県立那賀高等学校

(ア) 旅費又は通信運搬費で支出すべきフェリー旅客運賃について、誤って使用料及び賃借料で支出していたので、適正に処理されたい。

(イ) 全国高等学校長協会家庭部会の年会費に係る負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

キ 岩出警察署

(ア) 支払先を誤り正当な債権者以外の者に支払った事例があった。当該誤払いについては判明後に支出先から戻入されているが、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(イ) 県有財産の賃貸借契約に基づき設置された自動販売機に係る電気料金の徴収に際し、適用すべき料金早見表を誤り調定を行い、後日、追加の調定を行い収納しているが、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。